

四日市市障害者自立支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第13号

四日市市障害者自立支援施設条例の一部を改正する条例

四日市市障害者自立支援施設条例（平成2年四日市市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護及び<u>同条第15項</u>に規定する就労継続支援を提供する施設（以下「障害者自立支援施設」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護及び<u>同条第14項</u>に規定する就労継続支援を提供する施設（以下「障害者自立支援施設」という。）を設置する。</p>
<p>(事業)</p> <p>第4条 たんぽぽは、第2条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法<u>第77条第5項</u>に規定する地域生活支援事業のうち、障害者等の日中活動の場を提供し、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とする事業（以下「日中一時支援事業」という。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 たんぽぽは、第2条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法<u>第77条第3項</u>に規定する地域生活支援事業のうち、障害者等の日中活動の場を提供し、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とする事業（以下「日中一時支援事業」という。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に定める施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（健康福祉部障害福祉課）